

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第九十二条第四項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第四項の規定に基づき、税関官署を指定する件

平成二十八年六月十七日財務省告示第百九十四号

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第九十二条第四項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第四項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次に掲げる税関官署とし、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から適用する。

※ 施行の日 平成二十九年十月八日

- 一 東京税関東京外郵出張所
- 二 横浜税関川崎外郵出張所
- 三 名古屋税関中部外郵出張所
- 四 大阪税関大阪外郵出張所
- 五 門司税関福岡外郵出張所
- 六 沖繩地区税関那覇外郵出張所